

# 市町村による農業保険掛金等の助成について

令和4年5月1日現在

市町村名	事業名	内 訳
青森市	収入保険	保険料の50%（R4年～R6年の責任開始期間（3年間の間）で1回限り
弘前市	果樹	掛金の30%以内総合（りんご）
	収入保険	新規加入者＝保険料の50%、継続加入者＝保険料の30%
五所川原市	果樹	掛金の10%（りんご）
つがる市	収入保険	保険料の10%（上限10万）
平川市	果樹	掛金＋賦課金の20%総合（りんご）
	収入保険	保険料の50%
黒石市	収入保険	保険料の30%
平内町	収入保険	保険料の10%
蓬田村	収入保険	保険料の10%
鱒ヶ沢町	果樹	掛金の15%（りんご）
	収入保険	保険料の10%
西目屋村	果樹	掛金の30%総合（りんご）
	収入保険	保険料の50%
藤崎町	果樹	掛金＋賦課金の30%総合（りんご、ぶどう、もも）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料の30%
大鰐町	果樹	掛金＋賦課金の10%総合（りんご）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料＋付加保険料の30%
田舎館村	果樹	掛金＋賦課金の10%総合（りんご）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料の30%
板柳町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）
	収入保険	保険料の10%
鶴田町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）
	収入保険	保険料の10%（上限10万）
六戸町	収入保険	付加保険料の100%（上限3万）
六ヶ所村	収入保険	保険料＋付加保険料の50%（上限50万）
南部町	果樹	掛金の25%
横浜町	水稻	掛金＋賦課金（上限1万）
	収入保険	保険料＋付加保険料の35%以内